

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会 第1回産地・経営小委員会

平成16年4月23日

農林水産省

西嶋課長補佐

定刻になりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第1回産地・経営小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回、産地・経営小委員会の第1回小委員会でございますので、議事に入りますまで、事務局の方におきまして進行させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まずは、資料の確認でございますが、資料の一番頭に配布資料の一覧を入れてございます。

資料1から資料8までがA4の資料になっております。資料9がA3のカラー刷りの資料、最後に参考資料でございます。ご覧いただきまして、資料の抜け等がございましたら、事務局の方までお申し付けいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、小委員会の委員の先生方のご紹介をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、2月20日の果樹部会等で既にご面識がおありかと思いますので、委員の先生方のお名前を読み上げさせていただきまして、ご紹介させていただきます。「志村小委員長、浅沼委員、岩垣委員、岩崎委員、桂委員、金光委員、北口委員、中安委員」でございます。

また、本日は第1回目の小委員会ということでございまして、豊田果樹部会長に

オブザーバーとしてご出席いただいてあります。まず、豊田部会長からご挨拶の方をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

豊田部会長

豊田でございます。よろしくお願ひいたします。本日は大変ご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ご承知のように、現在、食料・農業・農村政策審議会企画部会では、基本計画の策定に向けて、品目横断的政策、農業環境・資源保全政策、担い手・農地制度、この3点につきまして、検討が進んできております。また、品目ごとの状況に応じた構造改革の展開が求められているといった状況でございます。

また、4月の本審議会で決定されました、食料・農業・農村の動向に関する年次報告では、果実消費量は、簡便性を好む若者世代を中心に果実離れの傾向、特に、みかんの消費の減少が指摘され、その中で、「毎日くだもの200g運動」や消費者から選好される品質・価格での安定的な供給体制の確立の重要性が指摘されております。

ご承知のように去る2月20日の果樹部会の審議を踏まえまして、今月15日には需給小委員会をスタートさせていただきまして、果実消費アンケートの実施計画等具体化が進んでおります。産地・経営小委員会におかれましても、本日より夏を目途に、現状と課題をご議論いただき、果樹農業振興基本方針の見直しを行っていただくことになっております。

ご承知のように果樹農業は、果物というものの自体が特定の気候とか土壌という特定の地域に濃密的に立地しまして、単一経営化した担い手を中心にしながら、多くの果樹農家を含む裾野の広い果樹産地を形成しております。また、傾斜地に位置することから、なかなか機械化が困難であります。なおかつ高温多湿のもとで、果実の高品質を確保するというために、技術・技能性の高いファミリー・オペレーターと言いますか、家族労働力の確保が特に重要となっております。さらに永年性作物でありますので、果樹園と一体化した、果樹固定資本の自己蓄積という形が前提でありますので、規模拡大のテンポも自ずから制約されてまいります。

こうした世界の果樹農業に共通する特性を踏まえますと、果樹園の傾斜修正や園内道路等の基盤整備と結合した優良品種による低樹高果樹への転換等によって園地整備と果樹資本とが一体化した優良果樹園を形成し、それを担い手へ集積していく、さらに補完的に季節的な雇用の確保を求めていく、こういったことが一連の有機的に結びついたものとして求められてくるのではないかと考えております。

つまり、基本戦略としまして、生産コストの低下と高品質の確保という、若干相反するような二側面を同時に達成していくということがなかなか難しい課題となるのでないかと思われます。そういう意味でいろいろな観点から委員の皆様方に広い視野とご専門の深い見識を発揮されまして、消費者、生産者をはじめ多くの方の合意を形成し信頼を構築できるような果樹農業の未来を拓く果樹農業振興基本方針について、いつもどおり活発なご議論を賜りますようにお願い申し上げましてご挨拶いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西嶋課長補佐

どうもありがとうございました。引き続きまして、事務局を代表しまして、果樹花き課長の竹原よりご挨拶させていただきます。

竹原果樹花き課長

果樹花き課長の竹原でございます。本日は、産地・経営小委員会の先生の皆様方、豊田部会長におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この小委員会は、果樹の生産、経営のあり方、あるいは現在行なっております果樹の需給調整対策あるいは経営安定対策のあり方、さらには果樹園経営の基本的指標等につきまして、ご検討をお願いしているところでございます。本日は、果樹における生産構造・経営の実態検証ということを議題としておりますが、我が国の果樹農業の方向を考える上では、足腰の強い果樹産地の構築ということが喫緊の課

題と考えております。果樹産地につきましては、豊田部会長からお話をございましたが、高齢化の進展、産地基盤の整備が立ち遅れているということで、産地の脆弱化が残念ながら進みつつあります。これがひいては原因の一つとなりまして、国産果実の生産が縮小傾向にあるということではなかろうかと思っております。

生産基盤の整備、産地の中核となります担い手の経営安定を図るということは、需給小委員会でご検討いただいている消費拡大、これと相まって今後の果樹産業の帰すうを制する大きな問題というふうに考えております。この小委員会でのご議論を踏まえまして、今後の生産対策、経営対策に向けて、有効でなおかつ生産者に希望がもたらされるような指針の取りまとめにしていきたいと考えております。いずれにしましても、本日は第1回といたしまして幅広い課題のご検討をいただくことになっておりますが、志村小委員長はじめ委員の皆様方には、宜しくお願ひいたします。事務局といたしましては、委員の先生方からの忌憚のないご議論をお願いいたしますとともに、極力各先生方のご負担とならないような運営に心がけたいと思っております。どうかよろしくお願ひします。

西嶋課長補佐

引き続き、議事につきましては、志村小委員長の方で進行をお願いしたいと思います。

志村小委員長

2月20日の果樹部会におきまして、産地・経営小委員会の小委員長に指名いただきました志村でございます。さきほど、豊田部会長並びに竹原課長からのお話を受け、この小委員会は大変な重荷を背負ってることでありますので、皆様方の活発なご意見等を持ち寄り、良い案ができればと考えておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは議事に入らせていただきます。

資料説明でございますが、「小委員会の進め方」につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

竹原果樹花き課長

それでは、ご説明させていただきます。

まず資料3をご覧いただきたいと思います。前回の果樹部会でご覧いただいたものですが、ちょっと振り返らせていただきたいと思います。1枚紙の右の方に、果樹部会における審議事項と書いてありますが、2つの小委員会を設けまして、1つは需給小委員会、これにつきましては、1番の需要・生産の実態を踏まえた的確な需給見通し、以下4点の項目について、ご検討いただくことになってございます。

その下が産地・経営小委員会でございます。1番目が、果樹の生産・経営対策の今後の方向、特に産地体制のことを中心にご検討いただくわけでございます。これが本日の議題となっているわけですが、2番目が果実の需給調整・経営安定対策の今後の方向、以下秋以降にご検討をお願いしたいと考えている部分ですが、果樹栽培に適する自然的条件に関する基準の作成、それから近代的な果樹園経営の基本的指標の作成ということでございます。

次に資料4をご覧いただきたいと思います。今ご説明いたしましたものを、今後、果樹農業振興基本方針のでき上がりの姿を想定いたしまして、順番に並べ替えたものでございます。1番目が全体の需給の動向等でございまして、需給小委員会でご検討いただくものでございます。2番目は消費拡大に向けての今後のあり方でございまして、これは需給小委員会でお願いしたいと考えております。3番目は生産と経営、これはまさに、この小委員会でご検討をお願いしたいと考えているところでございます。4番目は需給調整、需給調整を踏まえた経営安定対策を現在実施しておりますが、これもこの小委員会でお願いしたいと思います。それから5番目の流通、6番目の加工、これは需給小委員会の方でお願いしたいと考えております。今の時点での、最終的なでき上がりの構成ということで、こういうふうに考えているところでございます。

次に資料5をお開けいただきたいと思います。これも、前回の部会で配布させて

いただいたもので、今後のおおまかなスケジュール、特に、8月までのスケジュールをお示ししてございます。一番右の方は、部会長からもご挨拶の中でお話がありましたが、企画部会のスケジュールでございます。これに呼応するような形で果樹部会を運営していきたいと考えております。産地・経営小委員会は、2番目の欄にお示ししてございますが、本日4月23日、生産・経営の実態と検証、以降約1ヶ月おきと考えておりますが、次回は、需給調整・経営安定対策の実態と検証、生産対策・経営支援対策のあり方、それから7月に中間的な小委員会としての論点整理というような形で皆様方にご審議をお願いしたいと考えております。

次に資料6をご覧いただきたいと思います。前回の果樹部会でご説明したものでございますので、今回の説明は省略させていただきますが、1枚めくついていただきまして目次がございますが、本日の議論に直接関係いたしますところは、目次の3の「生産構造の現状と課題」というところでございます。これは必要と思われる際にご覧いただければというふうに思っております。

以上を踏まえまして、今後的小委員会の進め方、資料7でございますが、ご提案させていただきたいと思います。先程、スケジュールの方でも若干触れましたけれども、本日は「果樹の生産構造及び経営の実態と検証」ということで、果樹農業者の経営状況の実態・検証、果樹産地の生産構造の実態と検証ということにつきましてご議論いただきたいと思っております。それから2回目は、需給調整対策、それを前提としました経営安定対策となっておりますので、この実態と検証ということをご審議をお願いしたいと思っております。3回目は6月を考えておりますが、以上のご議論を踏まえて、「生産対策・経営支援対策の今後の方向」につきまして、ご議論をお願いしたいと思っております。4回目以降は秋以降ということでございますが、その他の果樹栽培技術の現状及び開発状況、以下につきましてご議論をお願いしたいと思っております。2項目、3項目は、第1回、第2回の資料の構成ということでございまして、これはご説明を省略させていただきます。以上、事務局からの説明とさせていただきたいと思います。

志村小委員長

ただいま、小委員会の進め方につきまして、事務局から説明していただきましたが、議論に入る前にお願いをさせていただきたいと思います。

本日は第1回の小委員会ということで、特に、各委員の共通の認識を持っていただいて、その下でご意見を集約したいと考えております。

従いまして、委員の各位からいろいろなご意見が出ると思いますので、私の方から意見のポイントを要約した上で、議論を進めさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願ひします。この点、いかがなものでしょうか。

特に、依存はないようですので、この進め方に基づいて議論を行い、取りまとめた結果を果樹部会に報告することといたします。

ここで今後の委員会につきまして、私から2つほど提案がございます。

1つめは、今後、「産地・経営小委員会の進め方」に沿いましてテーマごとに議論していただくわけですが、皆様方からの忌憚のないご意見を頂戴し、会議を円滑に進めていくため、委員の皆様から新しいご提案がある場合は、あらかじめ私の方にご相談いただきたいと思います。それをもって事務局と調整いたしまして、委員提出資料の配付という形でできる限り皆様のご意見を反映した上で、小委員会での議論を行っていきたいと考えております。提案された内容につきましては、時間的余裕、また議事のスムーズな進行を考慮いたしまして、そのことをお願いできればと思います。

2つめは、「産地・経営小委員会の進め方」のテーマごとの整理については、小委員会の当日は時間的制約もあり非常に困難と考えられますが、小委員会終了後、すみやかに事務局と整理したものを委員の皆様にご確認していただきまして、中間論点整理の材料として取りまとめてはどうかというふうに考えております。

このことにつきまして、ご異論がなければ、こういうふうな形で進めたいと思いますが、何かご意見等ございますでしょうか。

それでは、そういう形で小委員会を進めていきたいと思いますので、事務的な部分については事務局と相談し、後日ご連絡を申し上げます。

続きまして、もう一つの議題であります「果樹における生産構造・経営の実態と検証」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

緒方課長補佐

果樹生産班の担当補佐の緒方と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま委員長からございました、資料8「果樹における生産構造・経営の実態及び検証」につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

資料を1枚おめくりいただきますと目次がございますが、大きく3点に分けてございます。1点目、果樹農業の生産の現状といたしまして、果樹の農家数、後継者数、新規就農者数、面積、耕作放棄、産地の規模でありますとか、経営の観点、2点目は、産地の維持・強化に向けた取組の現状といたしまして、園地の基盤整備、流動化、労働力の調整としてまとめさせていただいております。これらを踏まえまして、3点目の果樹生産・果樹経営の課題といたしまして、まとめさせていただいたのが資料9、A3のカラー刷りの資料というようなことでございます。まず資料8に基づきまして、ご説明したいと思います。

1項目でございますが、果樹農業の生産の現状といたしまして、昭和60年に62万戸ございました果樹の栽培農家数でございますが、平成12年には40万戸といったことで、一貫した減少をみておりまして、平成7年の49万戸から平成12年の40万戸への9万戸の減少のうち、5万戸が主業農家の減少によるというような状況になっております。

2項目でございますが、農業従事者数につきましても、栽培農家数と同様に減少し続けておりまして、昭和60年の211万人から、平成12年の121万人まで減少、さらには、そのうちの60歳以上の従事者数の割合を見ますと、昭和60年の31%から平成12年の46%まで上昇し、高齢化の進行が見られる状況となっております。

また、3項目でございますが、果樹農業経営者数を年齢別に見たものが右半分にございますが、60歳から69歳までの経営者数が一番多い状況になっておりまして、60歳以上の経営者数の合計は全体の5割を超えております。このような形で、先程の従事者数と同様、高齢化が進行しているという状況でございます。このような中で、右のグラフの白い棒グラフ部分が後継者がいる経営者数でございますが、60歳以上の階層を見ましても約8割が後継者がいるという状況になっておりますが、片方で20代から40代の経営者の割合を見させていただきますと、全体の18%と非常に低い数字になっており、今後、果樹農業の中では生産の脆弱化が危惧される状況となっております。

また、果樹におきます新規就農者数でございますが、近年増加傾向にあるというような形で数字では捉えられるものの、1,000人に満たない状況でございまして、先程の主業農家数12万戸の1%にも満たない状況となっております。

このような形で農家数が全般的に減少、高齢化が進行しているというような中で、各農家の面積規模を階層別にお示ししておりますのが4項目でございます。果樹農家の面積規模別農家数ということでございますが、主業農家につきまして、その階層別にお示ししたのが右半分のグラフでございます。ご覧いただきましたらお分かりいただけますように、0.5～1haの階層規模の農家数が最も多くなっております、3ha以上で約4千戸、2.5ha以上で約7千戸というようなことで、まだ規模の小さい農家が非常に多いということが分かります。参考に平成12年3月に作成させていただいている「農業構造の展望」の中での果樹の位置づけでございますが、平成22年を目標といたしまして、経営規模が3ha程度のものが3万戸程度を占めるというようなことで構造の展望をさせていただいているところでございますが、厳密に農家を同じものと捉え比較はできない状況ではございますが、なかなかこの水準に到っていない状況でございます。

引き続きまして、5項目でございます。栽培面積はどうかということで、果樹の品目別に昭和60年から平成14年にかけて動向をお示ししてございます。あとうや不知火等一部に増加している品目は見られるものの、総じて減少しているというような状況になっております。

6項目でございますが、これら減少のなかでの耕作放棄地のある農家がどのくらいあるかをお示ししてございます。このような栽培面積の減少が続いている中で、

耕作放棄地のある農家数につきましても増加しております、平成7年の28,461戸から平成12年の約4万ということで非常に増加が見られる状況でございます。耕作放棄地につきましては、管理が徹底されないということもございまして、健全な生産環境の観点から、担い手への規模拡大につなげる等、その解消を図ることが必要ではないかと考えております

これまで、果樹農家の減少、栽培面積の減少というようなことでご説明させていただきましたが、では産地ではどうかということで考え方させていただいたのが7頁目でございますが、果樹農業につきましては、選果場を中心としたひとつの産地を形成しているというようなことが多くなっておりまして、こちらでは、みかんとりんごを代表としてお示しさせていただいたわけでございますが、それぞれ平成9年の段階、平成14年の段階から、生産量、面積というものを見ていただいても、1選果場当たりのものが減少している、産地規模が縮小しているのではないかということが伺えます。右半分下の方に市場経由率をお示ししておりますが、一番右端の生果用果実の流通につきましては、8割が市場を経由しているという状況もございまして、その出荷シェアを確保していくためには、産地としての一定の出荷量を確保していくことが必要ということで、産地自らが生産規模の維持拡大を図るための、生産販売面での産地戦略というものを構築する必要があるのではないか、ということでこの資料の中でご提案をさせていただいてございます。

これらの農家の果樹農業の経営の現状とはどのようなものかということにつきまして、8頁目からお示しさせていただいておりますが、まず果樹農業全体で見たときに、果樹自体は産出額が約7千億円ということで、農業総産出額8兆9千億円の中の約8%を占める重要な品目ということでございます。その中で主業農家の占める割合につきましては約7割と、他の野菜、畜産、花き等に比べて低い水準でございますが、このような状況になっております。

9頁目でございますが、果樹農家の経営につきまして、それぞれの農家における果樹部門はどのような状況かといったことをまとめさせていただいたものでございます。果樹農家における単一経営の割合につきましては、右の上の表でございますが、果樹農業全体で見ましてその48%が単一経営、主業農家だけで見ますと52%ということで、5割を超えている水準。他のものに比べましても、果樹の単一経営の割合が高いというようなことで、果樹生産農家の中での果樹生産への依存度というものが非常に高いということが伺えるというような状況になっております。

では、これらの販売金額がどれくらいかというようなことで、10頁目でございます。農産物の販売金額規模別の果樹単一経営農家につきましては、表をご覧いただきますと分かりますように、稲作以外の品目と比べますと、販売金額が低い農家の割合が非常に高くなっています。販売金額という形で、500万円以上の農家数の割合は、全体の約2割程度、3万戸程度というような水準でございます。ただ、この中で主業農家に焦点を当ててみたものが左下のグラフになりますが、グレーの部分にお示ししておりますのが、全体の果樹単一経営だけを見た場合の割合、黒い部分がその内の主業農家を見た場合の割合の分布でございまして、単一経営だけをみると販売金額が低い方に山があるわけでございますが、主業農家についてみると、500万円以上の販売金額のある農家が全体の約5割を占めておる状況でございまして、主業農家につきましては販売金額が多いところに分布しているというようなことが伺える状況でございます。

では、個々の農家の所得についてはどうかというようなことで11頁目をご覧いただければと思います。果樹単一主業農家の所得につきましては、農産物販売で391万円、その他を含めまして648万円となっております。これらにつきましては、稲作や露地野菜の農家と同程度でございますが、その他の部門に比べると低い水準にあるという状況でございます。参考に、所得が低いだけではなく、借入金はどうかということをご参考にお示ししたものが、11頁左下のところにございますが、これを見る限りにおきましては、果樹におきましては借入金も少ないという状況になっております。

12頁目でございますが、果樹農家全体で見ますと、農業所得が500万円以上の割合は、5.5%でございます。この割合を用いまして、果樹農家の所得金額規模別の試算をいたしますと、500万円以上の農業所得を得ている農家数は、約1万9千

戸というような状況でございます。

このように農家数が減少する、栽培面積も減少する、経営も脆弱なところが多いというような中で、産地の維持・強化に向けた取組はどのようにになっているのかというのが13頁以降でございますが、まず基盤整備の観点、園地の利用集積、労働力の調整ということでお示しさせていただいております。

まず13頁目でございますが、園地の基盤整備、冒頭に豊田部会長からもご発言がございましたが、果樹栽培につきましては、その多くが傾斜地ということであり、特に、みかんにつきましては、15度以上という急傾斜地の割合が4割を超えており、状況でございます。さらに、それらの要整備面積を見させていただきますと、急傾斜地、階段畑の割合が高いみかんというものでは、条件整備の必要な園地の割合が8割を超えるなど、まだまだ園地整備が必要との状況でございます。さらにこのような中で、果樹生産の機械化・省力化を図りまして、生産性を高めるためには、傾斜修正等の果樹園改造や園内の作業道整備等の基盤整備を加速化させる必要があるのではないかというような状況でございます。

これらの状況の中で、産地では具体的にどのように取組まれているのかというようなことで、具体的な事例をお示しさせていただいたのが14頁目でございます。左上には大規模基盤整備ということで、72haに及ぶ面積を平坦園地に変えるというような取組の事例、その下には規模は小さくはありますが、基盤整備とともに、わい化栽培の導入により省力化を図っている事例、園内道整備により省力化を図っている事例など、地域の中でそれぞれ合意を図りながら、次の世代につなげていくような試みが産地の中で始まっているような状況でございます。

引き続きまして、15頁目でございます。園地の流動化の状況でございますが、1戸当たりの平均規模は増加傾向にございますものの、主業農家でも右側にお示ししていますように、平成12年におきまして0.92と1haに満たない状況でございます。その下のグラフでございますが、面積規模別農家数の割合ということで、小規模農家の割合が減少している一方で、主業農家で65歳未満の農業専従者がいる果樹単一経営につきましては、1.5ha以上の規模層の割合が増加、特に、白い棒グラフ部分につきましては全果樹農家でございますが、黒い棒グラフ部分につきましては、65歳未満の農業専従者がいる果樹単一経営の主業農家でございますが、規模の小さいところは減少傾向、規模の大きなところは増加傾向でございまして、このような形での動きが見られるというようなことでございます。ただし、農家数の実数で見させていただきますと、2ha以上につきましては若干増加が見られますものの総じて減少しております、大規模層の農家数が増加したとは必ずしも言えない状況でございます。

16頁目でございます。園地の状況の中で、貸借・売買の状況についてご説明させていただきます。果樹におきましては、他の品目に比べまして、樹園地を借り入れている農家は少なく、特に、借入面積につきましては、水稻や露地野菜では借入耕地の割合が全面積の2割を超えており、果樹では5%強となっており他の品目に比べましても少ない状況でございます。また、利用権設定・所有権移転といった状況につきましても、極めて低い水準で推移しております、なかなか園地の流動化が進んでいないといった状況になっております。

これら園地の流動化が進まない要因といったしまして、17頁目でございますが、要因として挙げられておりますのが、労働力不足等から経営規模拡大を志向する農家が少ない、後継者不足から受け手の農家がいない、急傾斜地等の条件不利園地が多い、さらに高齢農家の資産保有意識が強いというようなことが理由として挙げられてございます。

こういった中で、各産地における取組の事例ということで、園地流動化に向けた事例等を整理させていただいております。基盤整備を契機といたしまして園地の集積を図り取組を行っている事例、中に情報の収集・斡旋を行う委員会を配置する等取組の組織化により園地の流動化の推進を行っている事例、また町単事業でございますけれども、利用権設定に際しまして借り手、貸し手両方に利用権設定の助成を行っているような事例、リース園を設置することによりまして集積・規模拡大に取組んでいる事例というようなことで、産地での取組をご紹介させていただきます。

19頁目でございますが、労働力の調整の関係のなかで、果樹栽培の労働時間の

関係でございます。果樹農業におきましては、機械化が困難な作業が多く、また、それぞれにおいて高い技術を要するといった労働集約的であること、また、かんきつを中心としまして、先程もお示しましたところですが、傾斜地が多いということで機械の導入がそもそも困難な場合が多く労働時間が長い、というようなことで果樹栽培には、品目間の差はあるものの、一定の労力が必要というような状況でございます。また、それらの作業の中でも摘果や収穫といった作業は特定の時期に作業が集中するということから、雇用労働力の確保というものが不可欠な状況となっております。

この雇用労働力につきましてご説明させていただいたものが20項目でございますが、果樹栽培における雇用労働の現状ということで、雇用労働の雇い入れの状況でございますが、果樹におきましては、臨時雇用の割合が高くなっています、常に雇用常雇につきましては、作業時期が集中するといったことと収穫が年1回というような状況から、必要な時期が限られているというようなことから、低い水準となっております。また、高齢化の進展を契機といたしまして、作業受託組織を組織するような、労働力の調整を図るというようなことですが、組織数は右下にお示ししておりますように、依然として少ないというような状況でございます。

また、これら労働力の調整に向けて産地の方でどのような取組が進められているかというような取組事例でございますが、お示しさせていただいたものが21項目でございます。作業の受託組織を設立し、後継者の生産を支援するような事例、JAが無料職業紹介所を設立し、農外からの労働力を安定的に確保するような事例、地区内認定農業者の有志が集まりまして、それぞれ作業を受託するような取組を行なう組織を設立するというような事例、このようなことが産地において取組まれております。

以上、資料8に基づきましてご説明させていただきましたが、これらの状況をまとめさせていただいたものが、A3横カラー刷りの資料9でございます。まず左の方の黄色い地でございますけれど、我が国果樹農業の特徴といたしまして、大きく3点、立地、栽培技術、品目という観点からどのような特徴を備えているか、簡単にご説明いたしますと、中山間傾斜地に立地している、収穫等の機械化が困難、高品質果実の生産が中心、かつ永年性作物として、なかなか品種更新等経営転換が容易に行えない、さらにこれだけ頑張っても気象の影響を受けてしまうということで、収量・品質が変動する、こういった果樹農業に特徴がございます。

また、赤い地の果樹農業の現状につきましては、資料に基づきましてご説明させていただいたところですが、それぞれ担い手が不明確、生産・経営基盤が脆弱といった中で、流動化や園地整備が遅れ、労働力が不足している中で、輸入果実・加工品の増加、消費構造の変化の中で、果樹生産自体が減少しているということでございます。さらには、それら減少により出てくる園地が耕作放棄地・廃園という形になっておりまして、なかなか園地集積に結びついていないといった状況になっております。

これらの状況を資料の下3分の1位の部分に果樹産地のイメージということでお示ししておりますが、一番左の方の点線で囲まれた部分が現状のイメージでございます。この中で、担い手が不明確、規模拡大・園地整備が遅れているといった状況の中でも、資料8の中でお示した取組として、こういった状況で産地の中では新たな芽生えといったことで取組が進められている。このような産地で具体的にどのように課題解決を図っていくのかというようなことで、小委員会、部会においてご議論いただくような形で青地のところをお示しさせていただいております。ひとつには、産地構造を改革していく必要があるのではないかということで、その中身といたしましては、中心となる担い手を明確化していくこと、さらには担い手と担い手以外の産地の構成農家による消費者ニーズを踏まえた産地戦略を明確化していく必要があるのではないか、これら担い手を核といたしまして、農地を流動化させ、労働力を確保し、産地体制の強化を図るとともに、園地の集積を進めていく。こういった中身を内容といたしまして、産地構造改革計画というものを産地それぞれが取組んでいく必要があるのではないか、というようなことでございます。さらには、それぞれの担い手への経営支援といたしまして、経営安定対策の検証と見直し、各種経営支援対策の組合せの他、この小委員会、果樹部会でのご検討を踏まえまし

て、更に検討を進めさせていただきたいと考えております。これら産地構造改革計画の策定等によりまして、右下でございますが、産地の方が産地戦略の策定、販売戦略に基づく生産、出荷により、それぞれ産地が収益の向上・担い手の経営安定を図り、産地体制が強化されるというようなイメージを描かせてもらっております。

本日、ご用意させていただきました資料8及び資料9につきまして、事務局からの説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

志村小委員長

どうもありがとうございました。

まず生産構造及び経営の実態と検証につきまして、委員の皆さんからの質問や専門的見地からのご意見をいただきたい。そして、ある程度まとまった段階で、それを踏まえた上で検討すべき課題についてご議論いただこうと考えています。

たいへん難しい内容でありますけれども、時間が足りなくて今日十分な議論ができなかつたということになれば、また次回以降に引き続きということになるかもしれません、よろしくお願ひします。

それでは、生産構造・経営の実態及び検証についてご意見がありましたらお願ひします。

岩垣委員

たいへん広い範囲のことを触れていただきましたが、14頁に大規模基盤整備が載っていますよね。例えば、S県S市の例。72haの造成事業ですが、この事例については、全国的に関心持たれたり、その後も活力のある経営をしているという意味で目立つとは思っております。いろんな手を農林水産省で打たれていますけども、例えばこういうような良い事例が出たものについて、さらにそれを希望する所、これほど大きくなっているものもあると認識しておりますけども、そういうように成功しているものにならって、今後の支援があれば良いかなというふうに思うんですけど。

志村小委員長

今のは大規模土地改良ですね。平らで機械化しやすく整備することですね。

岩垣委員

72haまでいかなくとも。

志村小委員長

そういうものを農林水産省で支援する政策というか、考え方があるかということですが。

緒方課長補佐

この事例自体も畠地帯総合整備事業という形で、国の補助事業を利用している事例と伺っています。まあ、確かに72haほどの大規模でなくても、事業要件をクリアすればできるということです。

さらには、別の事業の中では、小規模の土地基盤整備でも生産対策という形で取り組ませていただいているものもございますので、その辺については、支援という意味では進めさせていただいているということになろうかと思います。これらについて、確かに先生がおっしゃいましたように、この事例というのはかなり有名と聞いておりまして、広く知られているということが次につながっていくという意味で良い形になっているのかなと考えています。

志村小委員長

支援というのは、補助金のことですか。

岩垣委員

国、農協、自治体も含めて、非常に支援があるわけですがね、そういうものが必要な分野じゃないかということを感じています。

志村小委員長
次にいかがですか。中安委員。

中安委員

事前にも資料をいただいてましたが、今日改めて確認させていただきまして、生産構造についての把握はかなりできていると考えています。

そこで、少し付け加えて申しますと、やはり他の部門と比べると果樹の場合は、みかん、りんごに代表されるように地域的な格差が大きいものですから、果樹という一括りにできるものとできないものがあるんじゃないかなと。そのことがもう少し明確だといふらか見えてくるんですが。明確な状態で出して欲しいなというところがあります。

その延長線にあるのが経営の状況というところです。これも、経営構造をどう把握するかということからすると、資料7にあります、経営状態の実態検証の中で、労力、労働時間の問題はあるんですが、収支に関しての状況把握がこれではできないじゃないかと。これについては、データ的には難しいかもわかりませんが、もう一つの小委員会との関係も含みまして、やはり収支といったものがどのような状況になっているかというあたりを押さえていただく。私も研究上やってはいるんですが、そういうものも押さえていただければと思っております。もし、今あるようでしたらお示しいただければ結構です。以上です。

緒方課長補佐

今日、委員の皆さんにお示しできる形としては、ご用意させていただいておりません。

桂委員

先ほど岩垣委員がおっしゃったことと関連してくるんですけど、やっぱり果樹園の場合は基盤整備が非常に遅れているというのがあって、決定的なネックになっていると思いますね。それがなされないと、やっぱり流動化も規模拡大も実現しないだろうと思うわけなんですけど。さっきのS県S市は大規模な形で園地改良をやる典型的な事例なんですけども、残念ながら、ああいうものがどこでもできるかというと、たぶん土地条件、傾斜面によってできないこともあるだろうと思います。そのあたりですね、いろんなパターンの園地改造が、こういう条件ではこういうのがフィットします。あるいは、緩傾斜の斜面ではまた違う園地改造のあり方があります。何かこうパターン別にきちんと目に見えた形で示していただけるとありがたいかな。

優良事例で出していただいているのは、大変ありがたいんですけど、そのあたり配慮する必要があるのかな。それをやった上で、果樹園というのは基盤整備が遅れているもんですから、ノウハウ自体が産地にはあんまりないですよね。しかも、樹を切らないと基盤整備できませんから、その間の未収益期間をどうするか。そういうような果樹園特有の基盤整備が困難な状況を、それぞれの優良事例でどういうふうに乗り越えていったかということをノウハウとして全国の果樹産地が共有できるような、何かそういうものが必要じゃないかなと。支援の問題ももちろんそなんんですけど、何かそういうことが必要ではないかと、そういうふうに思います。

それから、もう一点だけなんんですけど、1頁のですね、果樹農家の推移ですが、かなり急激に農家数が減ってるわけですけれども、何で農家数が減ってるのかということの原因ですね、因果関係をもう少し突っ込んで検討する必要があるだろうなと考えています。

例えば産地ごとに見た場合ですね、どういう産地の農家数が、果樹園の面積が減っているのか、ということですね。規模が小さい産地なのか、あるいは、みかん単価が安い産地なのか、どういう条件が影響して果樹農家が減っているのか、その辺をきちんと把握した上でないと、果樹産地の減少を食い止めるという有効な手

立てが出てこないんではないかな。以上です。

志村小委員長

一つは今言われたように果樹農家が減ってる減ってると言うけども、減っている原因が明確ではないんではないかという指摘ですね。

今ひとつは、どういう条件のところで、どういう条件が響いて減少につながっているのかというようなということをしっかり把握するという話と。それから、基盤整備の地形とか、立地条件がだいぶ違うでしょう。大規模もあれば小規模もあるでしょう。ですから、そういうような規模別、あるいは地形別のような改造のパターンを、それぞれ目に見える形で示して欲しいと。こういうようなご意見だったと思います。

浅沼委員

今の桂先生の意見と一致するんですけども、基盤整備を進めるというのは果樹の生産力や栽培面積を維持する上で、不可欠の要因でないかと。他の作目、例えば野菜であれば、農家戸数が減少しても、面積はそれほど減少しないで維持されている。その原因がどこにあるかといいますと、やはり機械化による合理化が十分に行き届くというふうに思いますが、果物の場合、先程の資料の中にありましたように、傾斜地が多いということで、なかなか機械化のメリットが出てこないという問題も大きいと思っています。

それから、事例としまして、S県の大規模の事例が出されていますけども、果樹農家というのは意外と小規模、しかも一つの園地の面積が小さい。例えば1haを所有している農家であったとしましても、こちらに20a、あちらに30aという格好で、多くの筆数で持っている場合が非常に多いわけですね。したがって、なかなか大規模の基盤整備ということになりますと、難しい点も出てくるかと思いますので、ある程度小規模の基盤整備というのも認めていかないと、なかなか基盤整備自体が進んでいかないのでは。

それから、もう一点ですが、我々のイメージと違うなというものが、資料8の3頁の右上のグラフでございますけれども、後継者がいると答えてる生産者のシェアはかなり高い。私ども、現実的に産地に出向きますと、後継者がいなくて、もう私の代だけで終わるんだという人がかなり多いんですね。ですから、この統計が果たして、例えば60～69歳の農家の81%後継者がいるというグラフになっていますけれども、これは現状を捉えているのか、もしくは、本当に60～69歳の経営者が離農した場合に、本当に引き受けてくれるというシェアなのか非常に疑問です。例えば、前に戻っていただきまして2頁目のグラフでございますけども、65歳以上の農業従事者が平成2年は36万人いるわけですが、この方たちに本当に後継者がいたならば、平成12年にこれほど面積が減るのだろうか、就農人口が減るんだろうかと非常に疑問なんですが。ちょうど65歳以上となりますと、10年後には大方は離農されているんだろうということを考えますと、平成2年の農業従事者数合計157万人、平成12年が122万ということで、35万人減っているんですね。たまたまかもしれませんけれども、平成2年の65歳以上の人口と同じ分だけ10年後に減っているという現状を見ますとですね、やはり本当にこんなに後継者がいるんだろうかという疑問を感じたところでございます。

志村小委員長

じゃあ、次にどうぞ。

西嶋課長補佐

桂委員からいろいろご指摘をいただきまして、私どもの方で基盤整備の事例の関係ですけども、県なり、国の方からいくつかの革新的技術について事例を集めておりますので、その中から数事例なり分析できるかもしれませんけども、非常に数が少のうございますので、そういう観点から私どもだけではなくて、それぞれ委員の先生方で、こういったような形の分類ができるとか、研究の成果なり、事例を出していただければ、私どもの方でもできる限り資料の作成をいたしますけれども、事例も数が限られていますので、是非こういった資料をいただければと思っておりま

す。

それから、後段のセンサスのデータでございますけども、正直、品目ですとか、県ですとかそういう観点からであれば、若干ながらも分析ができます。例えば、個別にどういった産地が減っているかどうか、センサスのデータで、果たして分析できるかですが、時間がかかる話ですので、先生方の方でご研究されている事例がありましたら、こちらへご紹介いただければさらに議論の方が進むのではと考えています。

緒方課長補佐

浅沼委員の方から後継者が本当にいるのか、多すぎるのではないか、これだけの人が本当に引継いでいくのかというご指摘がありました。ご指摘にあるように、引継ぐ人を後継者と言っているかどうか残念ながら分析できていません。そういう意味でいわゆる後継者となるべき人も含まれているということでございますので、この方々が必ず就農されて、必ず後を継ぐのかという所までは残念ながらデータとしては担保は取れません。

志村小委員長

ちょうど今議論がですね、産地の強化の現状の取組のところで、園地の基盤整備というところに集中しております。園地の流動化という項目がございますね。園地の流動化のところで何かございますでしょうか。

中安委員

これは支援対策に関わるので、もっと後の方になる話ですけども、事例にあるよな、E県というのはだいたい見当がつくところですが、ここも含めまして、その近くでどういうふうなことを取り組んでいるのかというあたりを分析してみたらどうかと思います。

その一つは、流動化のためにも、最近の情報化の中でGIS等の整備が必要です。もう一つは、園地台帳を統一した中で管理していくことが必要です。このことは、代表的な産地の熊本、愛媛、和歌山、静岡あたりが取り組み始めています。この中で流動化というものを、もしくは園地そのものを統一的に管理していくというような仕組みというようなものがどのように進んでいるのかとか、もう少し事例を集めたりして分析をされていくというのもいいんじゃないかな。このY市というのは、実際そういう取組みをしている所だと認識しております。もともと流動化そのものは、委員会を作ってやっていたようです。

志村小委員長

今、中安委員の方からありましたが、流動化のポイントは、一つは基盤整備、もう一つは、いわゆる園地台帳の整備ですね。園が小さくて、散らばっていると思いますが、その辺の管理をしっかりしなければならない。それが一つの交換分合につながるだろうと思いますが。ですから、そういうような台帳管理を進める必要があるということですね。

浅沼委員

流動化の問題も基盤整備と密接に結びつくのではないかと思いますけども、私もよく産地に行きますと、もう年だから離農したいと言って、その畑をすぐ受けてくれる方がいる園地と、全く受け手がない園地とがはっきりしているわけですね。基盤整備が進んでおりまして、機械がきちんと入り、こんなような園地については借り手がいくらでもいるわけですけれども、基盤や農道が整備されてない園地については全く借り手が入っていないというのが実態です。

志村小委員長

規模拡大するにも基盤整備がしっかりしていないといけない。機械の入れるような、そういう管理のできるようなほ場が整っているということが、いわゆる流動化になるということですね。

緒方課長補佐

今、中安委員と浅沼委員からいただきましたご意見につきましては、そういう意味でいきますと、A3横(資料9)の青の部分になろうかと思うんですが。流動化の中で、いわゆる園地台帳を作るということについては、どこをどういうふうに残していく、どこをどういうふうに寄せていくかというようなお話だと思いますし、基盤整備を進めないとなかなか進まないというご指摘の中で、資料の青い部分へ反映すべき話として理解させていただいてよろしいでしょうか。

桂委員

浅沼委員のご意見のとおりだと思うのですけれど、今の青い枠組みの産地構造改革計画の中にですね、集中的に基盤投資をするような区域を線引きするというか、言葉がきついですけど、急傾斜地で、仮に多少のお金を入れても担い手がない所は、逆に切っていくというか、除外するというか、そんなことも考えないといけない。現状では本当は流動化したいところが荒廃していたり、その辺が非常に無計画にやられているもんですから、前提として事業計画をきちんとやり直すと。守るべき園地を決めた上で、そこには集中的な投資をする。そういうことが前提にならないといけないのでしょうか。

志村小委員長

今、桂先生の方からですね、みかんブームで昭和30年代の後半に傾斜地を開墾したところが耕作放棄地になっているのが実情ですから、そういう所に農水省から補助金を入れても、結局はあまり効率が良くないんじゃないかと思います。もうちょっと条件のいい所にお金を集中して改造したらどうかということですね。

ちょっと厳しい言葉で言うと切り捨て。うまい表現がないんですけども、要するにもうちょっと効率の良いところへ少し集中的に改造費用等を出していけばどうか。それはたいへん良いことであるけど、いろんな意味で難しいですね。

竹原果樹花き課長

桂先生のご提案は全くごもっともな話だと思います。一つの例で、かんきつを取り上げて、モノレールを随分前にいれましたけども、動かなくなっている所もたくさんあります。そんなような所は、実際人力で作業をしなければならざるを得なくなっています。そんなような所の園地を果たして残すべきなのか、大きな問題だと思います。むしろ、そういうところは園地の転換か、平場に下りて行ってもらい、少なくとも園内道ができるような所を集中的に整備していくことは、一つの考えだと思います。むしろ今後そういう方向に転換すべきなのかとも思います。今、かんきつの例で申し上げましたけれども、他の品目でどういう条件のところに集中すべきなのかということで意見を賜れば我々としては施策として打ち出しやすいというふうに思っております。

志村小委員長

土地利用計画というのを、それをはっきりと、それに則ってやつたらいいかというようなことでした。

北口委員

専門的じゃないのでわかりませんけれども。さっき小委員長さんがおっしゃった切捨て論的な表現ではなくですね、優先順位をつけるというような観点で進めていくたらいかがかと思うんですけども。優先的に、集中的にこちらを基盤整備していくというような形で表現していけば、うまくいった段階ではそういうところに対しても、どのような含みを持たせておいた方が施策としてはよろしいんではないかと。

志村小委員長

順位付けをして、優先的に施策を進めていくべきではないかとのご意見ですね。順位付けの条件というのは大変ですね。まあそれもやっていかなくちゃいけないだ

ろう。他にいかがでしょうか。

岩崎委員

今の議論と関連するかどうかわからないのですが、基盤整備、農地流動化がセットで行われる必要性について、私もそのとおりだと考えるんですが、土地の外延的な規模拡大ともう一つですね、垂直型の規模拡大とでも言うのでしょうか、そのような視点も必要だと思います。例えば、私の地元の福島のももやりんごの農家では、りんごのオーナー制の取り組みであるとか、ジャム作りやコンポートとかそういうものを農家で加工されて、直売所で販売するとか、あるいは観光農園の取組みであるとか、そういうことにかなり取り組んでおられます。そういうところからの所得というのは馬鹿にならないもので、家計に貢献しているというお話を伺います。

土地の流動化という視点も必要ですが、限られた園地において6次産業的な視点から所得向上を図る仕組みも必要ではないか。実際、現場ではそういうことが非常に盛んになっています。

また、そういう6次産業的な取組をするのは家族労働力で、その中心はやはり女性であり、高齢者なんですよね。例えば、基盤整備とか農地流動化の過程の中で、あるいはそれ以前と比較して家族労働の労働編成、あるいは役割分担というのはどういうように変容しているのかということについてもお教えいただければ、6次産業的な取組に向けた家族労働力の再編成でしょうか、そのあたりの見通しがついてくるのかなという気がいたしております。

志村小委員長

岩崎委員の方から、基盤整備や流動化の他に、主婦たちがグループ化して、あるいは個人で、付加価値を付けて加工品にして販売すると、そういうところが活性化して農業所得に一定のウエイトを占めているのではないか。そして今ひとつは、家族労働の中で役割分担がどういうように変わってきてているかと。流動化というのは昔から長年言われてまして。進まないですね。その辺のところはどこに原因があるか。私の方から聞きたいんですがね。流動化の進まない原因、水田では昔から交換分合が行われてきましたが、みかん園でも流動化のためには交換分合が必要なんですがなかなか進まないですね。その原因は何でしょうか。桂委員どうですか。

桂委員

流動化するには、さっき機械化の話も出ていましたが、それだけの余力がないといけませんね。かんきつやりんごはどっちにしても労働集約的な部門ではありますし、しかも家族労働力に体現された技能が必要です。また、労働力の範囲内で経営を行い、規模拡大にとは、なかなか取り組まないですね。むしろ規模拡大をして、品質低下を招くこともあります。また、受け手という若い人たちが産地の中にいらっしゃらないということも受ける人がいないという原因ですね。小さな原因はいろいろあって、貸付ける人の園地というのは、端の方の条件の悪い園地になりますので、非常にミスマッチが大きいですね。そこを基盤整備とセットで乗り越えることができないかと考えるんですけど。そういうネックが果樹農業にはあると思います。それから、交換分合も愛媛ではこれまでやられてきた経緯があるんですが、やはりその上に樹が立っていまして、皆さん丹精をこめて樹を育ててきたという経緯がございますので。現場に行ってみるとなかなか交換分合してみたけれども、元の園がよかったとかあるわけでございまして、土地しかない地目とその上に生きた固定資本が乗っているという地目との非常に大きな違いではないかと思います。

志村小委員長

他に。

中安委員

今の桂さんに行け加えますと、水稻作と違って果樹は永年性作物であるということ、もう一つは愛媛の場合、西日本のかんきつ産地はほとんどですが、傾斜地で

あって、交換分合しようが、少しは機械化していますが、労働力が比例して増えていくものではない。さらに、よい園地であれば通作に時間がかかる。すぐ隣であればあまり良くない。こういった土地の果実の品質格差がそこにまだまだ生きている。そしてまた、品質に関しての経験的な勘はあるのですが、まだまだ把握できていない。このあたり、実際の園地を管理していく時に、栽培される果実の品質を含めて管理をしていく土地利用計画というようなものがないために、どの園地とどの園地を交換するかというのは、人と人の関係、これで失敗する例があって、これをどのように流動化していくか。もう一つは品質格差が結構響いている。それからもう一つ、永年性作物であって、次のものに変えるにも時間がかかり過ぎる。この3点に集約されると思っています。

志村小委員長

人と人の関係というのは、そこに感情が入ってしまうということですか。昔からのしきたりとか。

中安委員

愛媛の場合も、そのようなことがかなり根強いところがあるようです。その関係に農協が入っていけないというところもあります。ここに例として出てくるところはよく進んでいる方だと思います。

志村小委員長

S県の例は、地域がまとまりやすいという特徴でしたよね。

岩垣先生

S県の成功例の理由というのは、全体をまとめる牽引者、市とか農協とか牽引者が重要だったと思いますね。そういう複雑なところまで丸め込んだところがありますから。あの場合でも、何十件の小さい農家というのはあるわけで。私は栽培に関する研究に40年間も携わってますけども、流動化そのものというのは自分ではプッシュできないかなと思いますよね。非常に難しいところです。基盤整備には何人も入るわけで、後継者がいないところもやめるつもりの人もいるわけです。そういう時にアイデアを出してまとまればいいんですが、流動化そのもののテーマというのは農林水産省のデータで難しいと書いてありますが、本当に難しいですね。むしろそこにあまり集中的な努力をしても実りが少ないかなというのが私の意見です。

桂委員

実はS県の事例は、ほ場整備とその後の土地利用をセットでやっているんですね。ほ場整備をしている中で相当の不換地を出している人が出ています。もう農地はいらないよと、借りてくれる人に貸し付けますよというような形で離農する人がですね。ですから、あの事例はほ場整備の事例として出されていますけど、実は内部に土地の流動化を組み込んだほ場整備ですね。しかし、ああいうのを進めるためには、あれだけの土地改良をしないと、受けてくれる人ができないですから、さっき岩垣委員がおっしゃいましたように、現状にある基盤の上でそのままでいろいろ流動化をさせるというのは、非常に大きな困難が伴うなと思います。

志村小委員長

他にはどうですか。どうぞ。

竹原果樹花き課長

今の流動化の問題で、私どもの問題提起を資料9で示してございます。流動化という問題を単独では非常に難しいということで、基盤整備だと、あるいはもっとネットになっている労働力確保という問題も併せて進めないと、うまくいかないんではないかと事務方としては思っています。ですから、真ん中の赤い所にですね、わざわざ3つそれぞれ矢印を描いてありますが、そういう意図を込めて描いてあります。

ところで、もう一つ我々の問題意識がありますのは、産地ごとにいろいろな条件の違いがあると思うんですけども、特にかんきつの状況を見ていますと、高齢化がこういうように進んで担い手が少なくなっている中で、個別のうまくできない事情を言い合っている時代ではなくて、まさに産地、JA、あるいは市町村が、まさに危機の時代だという認識を持っていただいて、流動化、園地整備、労働力の不足の問題を一体的にとらえて新しい産地をどういうふうにしていったらいいのかということを考えないと、もう手遅れになるんではないかと思っています。ですから、こういうような問題意識がいいのかどうなのかということも含めていろんな意見を賜ればありがたいと思います。

それと、先程の岩崎先生からのお話ですけども、6次産業的な部分ですが、今回の資料では、経営の発展の仕方というのが、全く視点から欠けておりました。次回以降は、そういうことも含めて検討していただきたいと思っております。ただ、家族の中の労働力がどのように変遷してきたのかということは、私どもの方で統計をとるというのはなかなか難しいございまして。事例があればということですけれども、その辺、もし先生のご研究でございましたら頂戴できればありがたいなと思っております。

それから、全般論で申し上げますと、果樹というのは、先生方よくご存知と思いますが、統計上の整理というのがあまりよくできていない分野です。今回のものは生のセンサスの資料ではなく、センサスの資料を組替えてあるんですけど、それでもこういう状況であります。今回の議題を踏まえていろいろと努力はしますが、なかなか難しい部分がありますので、先生方からのいろんな資料とかデータとか事例とかというのをですね、いただければ大変ありがたいと思います。

志村小委員長

だいたい今までの議論で、園地の流動化につきましては、基盤整備が重要だと、ご意見をいただいたところです。又、基盤整備をするならば、大規模でも、小規模でも支援できないかという意見がありました。

もう一つは、そういう場合に土地・地域全体で土地利用計画というものを立てて、さらに優先順位をつけてできるようなことが必要ではないかという意見がありました。

いずれにしても、流動化のためには基盤整備が大切な条件になる。事例等を踏まえてきちんと研究していったほうがいいと思います。

では、時間の関係で次に進めさせていただきます。労働力の調整の関係で、労働時間、雇用労働力の現状、優良事例というようなことがございますが、この事項につきまして、いろいろとご意見、ご質問等をいただきたいと思います。19頁からについてです。

岩垣委員さん何かございますか。口火を切っていただいて。

岩垣委員

例えば、みかんの10アール当たり200時間という労働時間は変わっていませんよね。こういうパターンで日本の果樹産業は、高品質で比較的高い値段で勝負していくんだということでしょうか。まあ煮詰まっているのかなあという印象ですよね。新たな意見を持っているわけではありません。

浅沼委員

果樹の場合、作業時間が一時期に集中する作業が多い。例えば、受粉とか摘果は、短期間に集中する。それから収穫・調製、これが一番問題であると思います。これらの労力が確保された場合、果たして規模拡大をして、収益性を上げができるのかというと、必ずしもそうではないのではないか。みかんを1kg収穫するのに、現場ではよく30円かかると言います。収穫するだけですよ。本当かどうか分かりませんが。それに受粉、摘果の時間なり、その他を経営に合わせてみると、労力が確保され、それに見合うだけの所得が現実的に確保されるのか、一つ大きな問題だと思います。むしろある程度、経営が安定する規模が、むやみやたらと規模拡大するのではなくて、ある程度の規模があり、家族労働を最大限に活かして所得を

確保していく。もし、海外の安い労力を入れられるのであれば別ですけれども、そのあたりの問題はまだ残っている。

志村小委員長
はい、北口委員。

北口委員

19頁のところに、主要果樹の作業別労働時間が出ていているのですけれども、この中でですね、雇用労力に代えられるものと代えられないものとがあるのではないかと思います。私は、なし中心でしか考えが至らないのですけれども、浅沼委員がおっしゃっていた受粉、摘果、収穫・調製等については、短期に集中的な作業がありますが、なしの場合なんですけれども、比較的雇用労力で代替できる分野と認識をもっています。しかしながら整枝・せん定については、雇用労力を利用したせん定の試験を実施したのですが、なぜそういうことをしたかというと、今まで、そのほとんどが、熟練者の方が整枝・せん定をしていて、それが一つの規模拡大を阻害する要因とまではいわないけれども、さっき浅沼委員が言っていた、なしでいえば1ヘクタールで、家族でできる規模を想定してやっているというところがある。ほかの樹種についても、専門的な理論が必要で、比較的雇用で対応できる作業、そうでない作業に、分かれるのではないかと思う。うまくまとまらなくてすみません。

志村小委員長
それは、ほかの果樹の種類によってもですか。

北口委員

常緑は詳しくはないですが、専門的な作業が必要ではない樹種もあるかもしれません、ちょっと専門的な作業が必要なもの、一つの作業体系の中で、そのあたりを明確にする必要があると思います。

志村小委員長
おそらく、雇用労力で対応できる作業とそうでない作業があると思います。栽培管理については、雇用にまかせられないものもありまして、技術の巧拙というのは、品質等に影響を及ぼものがあり、日本のように単価の高い生食用果実を生産する場合には、特にそうですね。

みかんで、九州で20ヘクタール経営している人がいるが、どのくらいの労力をかけているのでしょうか。自家経営で、後は機械化でしょうか。岩垣委員どうでしょうか。

岩垣委員

主に、自家経営だと思います。大きな農家は、研修生等がいるのが普通です。その事例にもいるようですが、15ha位のものは、完全機械化と言っていいでしょうね。あそこは摘果をしませんし、労働集約的でない極めて省力的な栽培ですから、マーケットで秀品で勝負するのじゃなくて、もっと安いものを大量に作っている。発想がだいぶ違いますけれども。雇用方式が成功して、という意味ではないと思います。

志村小委員長
大規模なところですが、立地条件ということではどうでしょうか。傾斜地が多い場所ではないようですが。

浅沼委員

傾斜は大きくないのですが、樹と樹の間に必ず作業道があって、トラクター、SSが走ります。また、摘果はしません。収穫はありますけども。10a当たりの労力というのは、例えば200時間が100時間以下ということになっています。雇用は研修生のような人がかなりいます。収穫のときは雇いますけれどもね。常時雇用がいる

という意味ではないと思っております。

志村小委員長

そういう事例もあるということですね。岩崎先生はどうですか。

岩崎委員

専門外でよく分からないのですが、私の地元でも、最近、性フェロモン剤の使用により殺虫剤を使わない取組がかなり増えていますが、環境保全型農業とか、高品質型果実生産にシフトしていく場合に、労働時間はどういうふうに変化するのでしょうか。

かなり労働時間が増えることになるのか、あるいは全体の労働時間を抑えながら高生産、高品質果実栽培が可能なのか、教えていただければと思います。

志村小委員長

北口委員どうでしょうか。

北口委員

私も環境保全型農業を、なしの方で取り組んでいるC県S町の取組とかいろいろ見ています。労働といえるか分かりませんけれども、観察とか情報交換をかなり頻繁に行っています。防除の中で、たとえば晴天が続いて、ある程度の期間、まだ残効が期待できるときでも、散布するのを延ばして、降雨の時まで延ばすというよう、農薬散布の回数が減れば、農薬散布にかかる労力は減ると思います。それが分かる詳しい資料は、次回、必要でしたら持ってきますが、性フェロモン剤をつけて回るとか、観察とか、勉強ですね。虫の生態観察とかいうものも経営に含まれ、そういうのも加算されると思うので、品目にもよると思いますが、特に際だった減少があるとは思っていません。

志村小委員長

果樹の特殊性で、一つの作業の労力に集中するので、常時雇用というような、人を1年中雇っての労働力の配分は難しい。そのあたりをいかに考えるかが問題だと思います。

たとえば、愛媛の方はどうでしょうか。愛媛の援農とか、ボランティアでみかんの摘み取りとかするような団体は、立ち上がっているのでしょうか。

中安委員

愛媛の場合は、新たにいくつかのタイプが出ています。一つは、実際の雇用労働の中で、周辺では雇用労働力自体が不足しあげているところがあります。周辺の過疎化が進んだことが原因です。代表的な産地では、都会からの援農的な、その中には、アルバイトやボランティア的なものもいます。労働力の対象は、周辺から遠くに移っています。

もう一つは、収支に関する経営資料を見ると、いよかんの場合は、産地の松山市で学生も多いということで、収穫作業は学生アルバイト等に切り替わっているというような産地もあります。

この2つのタイプでは、都市部は若手の単純労働みたいなもの、農村部は都会のあこがれの人でアルバイト、ボランティアで行っています。

もう一つは、環境保全型農業に取り組んでいる法人経営では、研修生が労力となっている。あこがれを持ってやってくる若者が増えてきている。新しい担い手にながればと地域では考えています。

そういう3つのタイプがあります。

桂委員

私は大阪に住んでいますけれども、大阪もかんきつ産地がありまして、大阪は、近くの団地の主婦の援農というような農家以外の力を借りる動きが多く見られます。かんきつ産地は、全体で地理的な限界地が多く、なかなか遠くから学生に来て

もうということは難しいということです。

また、野菜のように夏のアルバイトというような対応はできず、収穫期が違うので夏休みに来てもらえないということで思ったほど人が集まらない。

また、10a当たり労働時間が集約的だと先ほどから話題になっていますが、違う動きとして、土地が余っていて地代がゼロ同然になってきている一方で、流動化が進まないけれども、思い切って土地条件の良いところは、樹を切って新たに改植する人がいる。そういう人は、慣行の栽培ではなく、疎植にして良い苗を入れている。ということで、愛媛の八幡浜のような急傾斜地にもかかわらず、ある程度の面積を栽培している。面積ではなく、本数で言ったほうがいい。そんな形で、余っている土地を有効利用しながら日当たりを良くして、栽培条件も良くして、というような形を目指している人たちが出てきている。

なかなか九州の大規模経営のような土地条件が追いついていかないけれども、新しい動きが出てきていることを紹介します。

志村小委員長

このあたりで、労働力の調整までは終わったことにさせていただいて、最後に資料9のピンクと青のところ、うまくまとまっていると思いますが、果樹産地及び果樹経営の現状と課題についてですが、これまで果樹農業の特徴の認識はできていると思いますので、果樹農業の現状と果樹産地・経営の課題と、ピンクと青の部分について、下の白の台形で結んだところをご議論いただければと思います。

果樹産地・経営の現状で、果樹経営は小規模だということは、先ほどの果樹花き課の説明で分かると思いますが、なぜ果樹産地がそうなったか。担い手が不明確、生産・経営基盤が脆弱とそういうところがありまして、先程、課長さんから説明がありましたとおり、農地流動化の遅れ、労働力不足、園地整備の遅れの三角形がそれぞれ矢印で結びついていることがあります。

それに加えて、輸入果実・加工品の増加、消費構造の変化というようなことが影響して、果樹農家数の減少、栽培面積の減少、生産量の減少というようなことがあって、園地集積に結びついていない。

それがさらに課題としては、矢印が右に行ってブルーのところにいっている。

まずピンクのところで何か意見等がありましたらお願ひしたいと思います。

その次に果樹産地・果樹経営の課題ということで、どうでしょうか。

桂委員

ここに整理されている青いところは、このとおりだと思って、賛辞を示したいと思っていますけれども。これまで産地を支えてきたJAにとっては、できるだけ集約的にみかんを作り、それを市場に売るということが一番の課題であって、そこから、産地の担い手であるとか労働力の確保というような、そっちに向いてこなかった時代が長く続いたのかなと思っています。

農協にとって見ても、これから10年先、15年先、担い手・産地がどうなっていくのだろうと考えてみると、どうしても構造改革を現場においてやらなくてはいけないということで、前向きに取り組んできている農協もでてきてているのではないでしょうか。

ですから、行政のあり方もされることながら、産地組織であります農協が、こういう問題に積極的に取り組んでいくことが大きな力になると思う。農協などが取り組んでもらわないと絵に描いた餅になると思う。そういうことで日園連などの指導力が試されることになると思います。

浅沼委員

当然、私どもも最大限の努力をしてまいりたい。

今日の話題の中心の構造改革ですが、基盤整備の問題、流動化の問題は当然構造の改革ということで、非常に重要であると思いますけれども。これにプラスして、2回目の話になろうかと思いますが、所得の安定がプラスされないと担い手の維持・確保は難しいのではないかと考えております。果樹産地でも先進的産地で新たな高品質の品種を導入したり、味の良いものを提供している産地というもの

は、所得もそれなりにあります、そういうたった産地は担い手も当然あります、何ら問題はない。基盤整備も進んでいるし、流動化も進んでいる状況にある。

本日の議題にありました構造の改革にあわせて、所得の安定がなければ園地の確保もできないし、担い手の確保もできないと考えているので、次回で議論してほしい。

志村小委員長

担い手の確保というのは、所得の確保・安定が必要であり、1000万円くらいは欲しいと思いますけれども。日本人は3Kが嫌いですね。だから、格好いいみかん、りんご作りはどういったものか検討したら若者が入るのではないですかね。

この頃、親父さんが若者に経営移譲、役割分担させる時、ハウスを分担しようと/or>われる。パソコンで温度管理とか、パソコン管理というものが入ってきますから50歳とか60歳のおじさんではだめなんですね。そういうところが、興味を持たせるようなところが非常に大切ではないかと思いますね。花屋さん、バラの農家等は後継者が非常に多い。もちろん所得もそうなんですけれども、ハウスの管理がボタン一つで、パソコンのコントロールですね。炭酸ガス施用や濃度まで測れて、パッと表すことができ、炭酸ガス濃度も高めることができる。ハイテクの施設も一部取り入れて、若者にやらせていくけるよう考える必要があるだろうと思います。経営者の考え方が必要と考えます。

北口委員

地方公共団体もJAや日園連に負けずに、従前からあります農業教育施設ですか、国の方も含めて試験研究機関でも担い手の方を養成するような制度を設けています。私どもの県でも地域の中核的な担い手が育ってきている。そういうところも十分利活用していただければと考えている。

志村小委員長

教育施設というものは、農業者大学校とかいうものですか。

北口委員

そういうものを含めています。それもあるし、農業総合研究センターの中でも、技術研修生とかで技術練習生という形で、本年度はいないですが、だいたい年に1人とか2人の方を実習本位の、勉強よりも実際作業の研修システムを行っています。国の方でも果樹研究所とか農業者大学校とかで学ぶ機会は潤沢にあると思う。

志村小委員長

Uターンしたい人や就農したい人とか、会社を辞めてどこか農村に入って就農をしたいという人も、研修を受けることができるのですか。

北口委員

昨年の例ですと、28歳の女性ですが、アパレル産業のファッショング関係をやっていた女性が、1年間、なしのことをみっちり勉強していましたし、県の大学校でもUターンの方とか、年配の60歳位になってから新たに始めたいという方に対しても支援している。

また、新規の高卒、大卒の方だけではなく、今後はそういう人たちにも目を向けていく必要がある。

志村小委員長

農業者大学校あたりは、卒業生は20名が卒業したら100%とか90%の人がちゃんと自家経営となっている。後継ぎとなっているが。

北口委員

それだけじゃなく農業関係産業に就職も多くある。最初から、自分のところを継ぐのではなく、そういうところに勉強にいくということで。ここにいらっしゃる大学の先生

方の受け持った学生さんの中には、自営していくということで、自家に入って果樹をやっている方もたくさんいると思っております。

志村小委員長

担い手育成策はいろいろと、数もありますね。農業者大学校とか、果樹試験場とか園芸試験場の研修生制度がありますね。国東のかんきつ果樹研修所とか利用する人もいますから。そういう研修制度を活用するような政策が必要であろうと思いますね。農家でも農業者大学校とか知らないですからね。

ほかに意見はありませんか。

岩垣委員

質問のようなものですが、ピンクのところで輸入果実・加工品の増加とあるが、特にかんきつ類については、生果実もたくさん入っているし、ジュースがいってみれば大量に入っていますよね。それが非常に圧迫しているので、輸入するなという意味じゃないですけれども。

一方で消費者の方では、原産地表示であるとかトレーサビリティであるとか、非常に興味深いのですが、濃縮還元オレンジジュースとかりんごジュースのできた国が分かりませんね。箱にはほとんど書いてありません。例えば、消費者がブラジルのオレンジジュースを飲んでいるんだよとか中国のりんごジュースを飲んでいることが、実際箱で買うと分からぬ。

農林水産省もそういう点については、原産地表示とかに努力しますと前回の基本方針に書いてはいるのですけれども。たとえば、箱をよく見ると国内生産とかなり大きい字で書いてあります。もっとひどいのは、国産と書いているものもある。国産というのは水だけで後箱も国産かもしれませんけれども、5倍に薄めただけのものですね。それが日本のものを食べたい、安全なものが欲しい、探している人に対して原産地の表示をもう少しあはっきりして欲しいという気がするのですけれども。

志村小委員長

果樹花き課長からこの件に関して一言お願ひします。

竹原果樹花き課長

現状をご説明ということで。岩垣先生のご発言は、制度上どのような検討をなされているかということだと思いますが。この問題は、ずっとやっておりまして、一ヶ月前だと思いますが、検討を行っております検討会の案というのがだいたい固まつたということで、加工食品の原産地表示をやるべきだという議論が、いろんな種類について、主に原産地表示をすべきかすべきでないかということで行われ、残念ながら果汁については、加工の要素が高度であるとか、ブレンドする場合必ずしもいつも同じ形で同じ製品をブレンドしていないとかそういう理由をもちまして、残念ながら今回の案では、まだ決定には至っていないが、原産地表示の対象からはずれた。残念ながら、私どもとしては、ずいぶん働きかけたのですけれども、はずれてしまった。

志村小委員長

原産地表示からはずれたということですが、今後も働きかけていただきたい。

長時間ですね議論いただきましたが、予定した時間もなくなりましたので。私が思うに、いままでの成果は、色刷りのピンクから青に集約されていると感じがしますが。これについて、またいろいろと疑問等、これから次回まで時間がございますので、よく見ていただいて疑問等が生じましたら、次回の会議の冒頭に検討を行い、次の議題に入りたいとも考えますが。そのようなことでよろしゅうございましょうか。

本日、いただいたご意見を踏まえまして、事務局のほうで議事録にまとめまして、後日、各委員さんへ今回の意見等をまとめまして送付します。何かありましたら事務局の方に言っていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

今後の検討のスケジュールにつきまして、事務局からお願ひいたします。

西嶋課長補佐

次回の第2回の産地・経営小委員会の日程ですが、各委員の袋の中に、黄色い紙で第2回産地経営・小委員会の開催に係るご都合についてということで、一枚紙を入れさせていただいておりますけれども、会議室等の関係もありまして、5月31日の週もしくは6月7日の週に第2回小委員会を、需給調整・経営安定対策の関係でございますけど、開催させていただきたいと考えてあります。こちらの方に記入していただき、事務局までご返送いただければと思います。これがまず1点。

それともう1点、本日の委員先生からご意見なり事例のご紹介がありましたけれども、事務局の方から今後の取りまとめに当たって、いろいろ事例を聞かせていただくとか、資料をいただくとかさせていただきまして、次回以降の小委員会等で議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

志村小委員長

長時間、いろいろありがとうございました。難しい問題がありましたけれども。また、貴重な時間、ご意見もいただきまして、担当も安心していることと思います。

最後になりましたけれども、部会長の豊田部会長から、ご感想なりご意見等をいただきたいと思います。

豊田部会長

本日は、ご多忙のところお時間をいただきまして、忌憚のない正直なご意見をたくさんいただきありがとうございました。この産地・経営小委員会の結論が、需給小委員会の結論とうまくマッチしながら、全体として、果樹農業の振興方策が達成されていくということが極めて重要ではないかと思われます。そういう意味で、産地生産サイドだけの発想だけではなくて、今日のグローバル化した市場流通の中で、どのように産地が存立していくのか、生産のあり方なのか、是非深くご検討、ご検証いただき、今後の方向にプラスになるようなご議論をさらに高めていただければと思います。

実は1972年に、愛媛県の吉田町を調査しましたけれども、それから30年経って、長崎県立大学の先生にもう一度同じところを調査していただきました。その本が最近出ましたけれども、それを見ますと、大規模な経営はほとんど規模を縮小していますね。それから兼業化した経営はかなり離農して、副業的に自営していたみかん農家も離農している。非常に大きな変動がございます。

やはり、そこにはあまり規模を拡大しすぎるのでなくして、本当に良い園地だけが残って、本当に良い生産者が残って、だけど次世代をどのようにもっていくのか。まさにこれから問題だと思っておりまして、先程の後継者問題はじめ労働集約化、新しい技術の採用、そして園地の土地利用区分ですか、地域農業全体の計画等について、本当に貴重な意見をいただけたと、今回の議論はすごく収穫が多かったものと思っております。

なお、私は産地構造改革計画というものは、どのように煮詰めていくのかが非常に興味がありまして、皆さん方のご議論に委ねたいと思いますが。たぶん今後の方向は、フランスのCTEとかオランダで調査しておりますコベナント等は、政府や生産者、団体などが契約を結んで、一定の目標を設定してその目標のクリアの度合いに応じて、各種の支援施策が行われていくという。そういう形の農政がかなり進展してきている。そういう意味で、産地構造改革計画というものは、今まで以上に、例えば、流動化ですか、園地整備ですか、品質向上ですか、コストダウンですかいろいろなビジョンに従って、目標を設定する。それから、達成基準はどうなるのか。そういうモニター機能を持って。それが後段の経営支援対策に結びついていくような、何かそういう発想を私は必要ではないかと考えています。

そういうことを含めて、いわゆるコンプライアンスとでも言いますか、ただ補助金が投入されて、本当に何に使われるか、よく分からない状況と言うようであれば、国民がこれからそこに税金を使うということに対して、合意できるのかがありますので、最初に話しました消費者のニーズを踏まえた、産地計画、もう一つは産地自身が自ら立てた計画をどう実行していくのか、そういうモニター機能を持った計画が今後求められてくると思います。国が一方的に計画を押しつけるのではなく

て、そういう産地サイドの自発性というかボランタリー・アグリメントというか、そういう方向に見えるのではないか。そういう意味で、今日のように、まさに実態に即したものが必要ではないかと思います。大変感銘深く話を聞かせていただきました。

今後とも、一つ忌憚のない意見を引き続きお願いしつつ、お話をさせていただきました。

志村小委員長

どうも大変良いサジェスチョンいただきありがとうございました。それでは、ここでマイクを事務局にお返します。

西嶋課長補佐

事務的なところをお話しさせていただきます。本日は、長時間ご議論いただきましてありがとうございました。

本日の小委員会の概要につきまして、来週ホームページに掲載させていただきますけれども、小委員長にご確認いただいた上で、手続きの方を進めたいと思っております。

それから議事録の方ですけれども、前回2月20日の果樹部会の時も、先生方に送らさせていただきまして、ご確認いただいたと思思いますけれども。同様に、取りまとまり次第、先生方に送付させていただきまして、ご確認いただいた上で、農林水産省のホームページの方に掲載したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

志村小委員長

ありがとうございました。長時間、熱心にご討議いただきありがとうございました。これをもって終了といたします。ありがとうございました。

- 以 上 -

16:14分 閉会